

仕 様 書

1 契約件名

投・開票所人材派遣委託（参議院議員通常選挙【花見川区・稲毛区・美浜区】）

2 派遣期間

第27回参議院議員通常選挙 投票日の前日から投票日まで

期間

- ・令和7年7月19日（土）から令和7年7月20日（日）まで（2日間）
- または
- ・令和7年7月26日（土）から令和7年7月27日（日）まで（2日間）

3 派遣人数

（投票所）75か所 213人 （開票所）2か所 48人

4 業務内容

（1）投票所

ア 投票日前日（土）の業務

投票所の設営

イ 投票日（日）の業務

①受付・案内 受付、場内の案内整理、投票の説明等

②用紙交付 用紙交付機にて投票用紙を交付、入場整理券のチェック

③投票所の撤収 投票所の片付け、掃除清掃、軽作業、整理

ウ その他 投票管理者の指示により、選挙に付随して発生する業務を行う。
不十分な照明の下で、細かい文字を確認する場合がある。

（2）開票所（投票日（日））

ア 投票用紙の開披及び点検作業

イ 開票所内での器材運搬、後片付け、掃除清掃

ウ その他、区選挙管理委員会の指示により、開票事務に関する業務を行う。

5 派遣場所、配置人数及び業務時間等

（1）投票所

ア 派遣場所及び配置人数は、別紙「投票所人員配置予定表」のとおりとする。

イ 業務時間

① 投票日前日（土） 9時から17時のうち原則2時間（休憩なし）

投票所ごとに異なるため、決定次第、別途連絡する。

② 投票日（日） 6時30分から20時30分（休憩1時間）

※ 休憩時間は60分間とし、各投票所の責任者の指示によるものとする。

（ただし、業務の状況により60分を分けてとることもある。）

（2）開票所（投票日（日））

派遣場所	配置人数	業務時間
花島公園体育館（花見川区花島町308）	25	21:10～23:10 （休憩なし）
敬愛アリーナ（稲毛区穴川1-5-21）	23	21:10～23:10 （休憩なし）

6 派遣にあたっての条件

業務従事者は、基本的なパソコン操作ができること。

7 委嘱状

受注者は、区選挙管理委員会が発行する「委嘱状」を発注者が指定する場所まで受け取り、業務従事者に就業開始前に交付すること。

また、業務従事者は就業開始日に「委嘱状」を持参すること。

8 業務従事者の報告

受注者は、派遣する業務従事者を調整し、従事場所ごとの従事者名簿を作成の上、速やかに発注者へ報告すること。

9 就業の確保

受注者は、業務従事者の適正な労務管理を行い、遅刻・欠勤等が生じる恐れがある場合は速やかに代替者を派遣するなど、発注者が行う業務の遂行に支障が生じないように、適切な措置を講じなければならない。

10 留意事項

- (1) 受注者は、関係法令等を遵守し、誠意をもって業務を遂行すること。
- (2) 受注者は、労働災害保険に加入すること。
- (3) 受注者は、区選挙管理委員会と打ち合わせを行い、派遣場所の入館方法や通勤方法（基本的には、公共交通機関等の使用が前提となる。）、開票所の各開披係への配置など、業務を遂行する上で必要な事項を確認すること。
- (4) 受注者は、開票所における業務従事者の中から1人を代表者として定め、区選挙管理委員会へ事前に通知すること。代表者は、開票所における業務従事者の出欠確認を行い、区選挙管理委員会へ報告するなど、派遣労働者を取りまとめる役割を担うこと。
- (5) 『投票事務マニュアル』及び『開票事務マニュアル』のデータを送付するので、受注者は、事前に業務従事者へマニュアルを配付し、業務内容をよく説明すること。
また、業務従事者は、マニュアルを当日持参すること。
- (6) 業務従事者は、政治的中立性を疑われることのないよう言動には特に注意すること。
- (7) 選挙人との接遇は懇切丁寧を旨とし、市民に好感を与える接遇の実施について徹底を図ること。
- (8) 投票の秘密や選挙人のプライバシーを厳重に守り、業務上知り得た秘密は一切漏らしてはならない。
- (9) 服装は華美なものを避け、投票所・開票所にふさわしいものとする。
- (10) 遅刻は絶対にしないこと。
- (11) 携帯電話・スマートフォン等の使用は禁止し、投票所・開票所の静穏に努めること。
- (12) 著しく勤務態度の悪い者は、選挙管理委員会又は各投票所の責任者の判断で、その者の業務を契約者に通告なく中止する場合がある。
- (13) 自動車で出勤する場合は事前に区の選挙管理委員会に承諾を得ること。若しくは業務従事者が別途駐車場を自己負担により確保すること。
なお、自転車・バイクでの出勤は構わない。
- (14) 受注者は、業務終了後、すみやかに業務完了（出勤状況）報告書を提出すること。
- (15) 前日の投票所の設営時間については、原則2時間とするが、投票所設営の責任者の指示により、最長で30分延長することがある。なお、従事時間が2時間を超える投票所があった際には直ちに発注者に報告するとともに、変更契約をするものとする。

11 その他

- (1) 本仕様書に定めがない事項は、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。